

介護保険事業に係るQ&A（尾張旭市）

尾張旭市の被保険者に対するQ&Aになります。

他の市町村の被保険者についての取扱いは、他の市町村にお問い合わせください。

（全サービス共通）

Q. 指定基準の記録の整備の規定における「その完結の日」とは。

A. 個々の利用者につき、契約終了により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。

※尾張旭市では、「その完結の日」を個々のサービス提供が終了した日と解釈していましたが、令和3年4月1日から国解釈に合わせて、上記の取扱いに変更します。